

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

東御市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会上小支部(以下「乙」という。)は、東御市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東御市の地域における災害時に、東御市地域防災計画に基づき、甲が指定する避難施設等に対して行う応急危険度判定について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急危険度判定)

第2条 「長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」により登録された判定士が、「被災建物応急危険度判定マニュアル」により行う。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 応急危険度判定の実施内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、文章をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第4条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。
- 2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。
- 3 乙は、災害発生後8時間以内に応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

(事前計画)

- 第5条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めておかなければならぬ。
- 2 乙は、組織体制等を定めた時又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。
- 2 乙は、応急危険度判定を従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。
- (1) 応急危険度判定結果
 - (2) 従事した人員及び名簿
 - (3) 従事によって知り得た災害情報
 - (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議のうえ決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の補償は、東御市消防団員等公務災害補償条例(平成16年東御市条例第166号)の規定により補償するものとする。

(経費等の請求)

第9条 乙は、第7条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月3日

甲 東御市県 281番地2

東御市長

長岡利夫
長野県
東御市
長之印

乙 上田市材木町一丁目2番6号 上小地方事務所建築課内
社団法人 長野県建築士会 上小支部

支部長

有賀健一
長野県
東御市
有賀健一